

秋田県告示第434号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年8月6日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社佐野組
大館市比内町独鈷字大向田99番地
代表取締役 佐藤 金吾
秋田県知事許可（般-23）第7261号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年8月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第435号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成25年9月4日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社細田組
北秋田市米内沢字薬師下43番地
代表取締役 細田 和雄
秋田県知事許可（般-24）第2030号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年9月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。